○外務省告示第三百九十七号

一　昭和二十二年十一月二十一日にニューヨークで作成された「専門機関の特権及び免除に関する条約」の締約国につき、平成二十八年九月五日現在で、次のとおり追加があった（平成二十七年九月二十四日外務省告示第三百二十七号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
モロッコ王国	昭和三十三年四月二十八日	昭和三十三年四月二十八日
ルワンダ共和国	昭和三十九年四月十五日	昭和三十九年四月十五日
レソト王国	昭和四十四年十一月二十六日	昭和四十四年十一月二十六日
ウズベキスタン共和国	平成九年二月十八日	平成九年二月十八日
フランス共和国	平成十二年八月二日	平成十二年八月二日
南アフリカ共和国	平成十四年八月三十日	平成十四年八月三十日
モルドバ共和国	平成二十三年九月二日	平成二十三年九月二日
モザンビーク共和国	平成二十三年十月六日	平成二十三年十月六日
アンゴラ共和国	平成二十四年五月九日	平成二十四年五月九日
ホンジュラス共和国	平成二十四年八月十六日	平成二十四年八月十六日
エルサルバドル共和国	平成二十四年九月二十四日	平成二十四年九月二十四日
スイス連邦	平成二十四年九月二十五日	平成二十四年九月二十五日
サンマリノ共和国	平成二十五年二月二十一日	平成二十五年二月二十一日
サモア独立国	平成二十六年十二月十七日	平成二十六年十二月十七日
キルギス共和国	平成二十八年六月七日	平成二十八年六月七日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を、それぞれ、その国名に対応する日から承継した旨を国際連合事務総長に通告した。

モーリシャス共和国　昭和四十三年三月十二日
スロベニア共和国　平成三年六月二十五日

平成二十八年十月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第十五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十八年四月国税庁告示第九号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十一月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十八年十一月三十日とする。

平成二十八年十月十七日

国税庁長官　迫田　英典

都道府県名	地域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町 阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町 上益城郡嘉島町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町 八代郡氷川町 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町 天草郡苓北町

○国税庁告示第十六号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十八年四月国税庁告示第九号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八年十二月十五日までの間に到来するものについて、平成二十八年十二月十六日とする。

平成二十八年十月十七日

国税庁長官　迫田　英典

都道府県名	地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町